

## 登別市入湯税取扱要領

### 1 納税義務者

入湯税は、宿泊すると否とを問わず、旅館、寮、保養所等これらに類する入湯施設を利用して、温泉または鉱泉に入湯する客に対して課税されるものです。

### 2 課税免除の範囲

(1) 課税免除の範囲は次のとおりです。

- (イ) 年令12才未満のもの
- (ロ) 共同浴場または一般公衆浴場に入湯するもの
- (ハ) 修学旅行の生徒（義務教育課程のもの）

(2) 修学旅行にかかる入湯客の課税免除または軽減については、生徒学生の担税力を考慮して定められたものですから、これらの取扱については、次の点に留意してください。

- (イ) 課税免除または軽減されるのは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち中学校、高校、大学、盲学校、ろう学校及び養護学校の実施機関が学校教育の一環として通常1学級以上を単位として行う修学旅行においてこれらの学校の代表者またはその指定する教員等の引率する生徒の入湯行為であること。
- (ロ) 修学旅行とは、一般社会通念上の修学旅行をいい、学級の一部または生徒の一部のものを対象として休暇中に行う任意的な行事は、ここにいう修学旅行とはみなしません。
- (ハ) 修学旅行団体に対する入湯税の課税免除の取扱いに当たっては、その都度引率者から修学旅行証明書を徴し、申告の際納入申告書に添付してください。

### 3 税率

(1) 入湯税の税率は、入湯客1人1日につき、それぞれ次のとおりです。

- |  |                             |      |
|--|-----------------------------|------|
| (イ) 一般客                                      | 宿泊                          | 150円 |
|  | 日帰                          | 50円  |
| (ロ) 修学旅行客<br>(高校生以上)                         | 宿泊                          | 70円  |
|  | 日帰                          | 50円  |
| (ハ) ユース・ホステルの会員<br>(日本ユース・ホステル協会登録旅館を利用した場合) | 宿泊                          | 100円 |
|  | 日帰                          | 50円  |
| (ニ) 湯治客                                      |                             |      |
|  | (療養のために引き続き7日以上滞在するもの1泊につき) | 70円  |

(2) 入湯税の徴収に当たっては、次の点に留意してください。

- (イ) 「宿泊」とは、通常夕方から翌朝まで就寝を伴う旅館等の利用行為をいうものですが、夕方から夜半までまたは夜半から翌朝までの旅館等を利用する行為についても、通常旅館等が宿泊として取扱うべきものは、ここにいう宿泊に含まれます。

(ロ) 修学旅行とは学校教育法第1条に規定する学校のうち高等学校以上の生徒をいいます。

(ハ) 「湯治客」とは湯治のため引続き7日以上滞在するものをいいます。

(ニ) 「日帰」とは、宿泊以外の旅館等の利用行為をいうものですが、食事のために利用する行為であっても、滞在時間が相当時間数以上あり、かつ休憩室及び座敷等を有料で提供する場合はここにいう、「日帰」とみなします。

#### 4 特別徴収の手続き

入湯税の徴収については、旅館その他鉱泉浴場の経営者を特別徴収義務者として徴収せしめることとされています。

#### 5 申告納入

特別徴収義務者は毎月末日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税にかかる課税標準額、税額、その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出しその納入金を納入書によって納入することとされています。

#### 6 徴税吏員の質問調査権

徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第1号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他の物件を検査することができます。

(1) 特別徴収義務者

(2) 納税義務者又は納税義務があると認められる者

(3) 前2号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

#### 7 検査拒否等に関する罪

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、5万円以下の罰金に処せられることがあります。

(イ) 帳簿、書類その他の物件の検査を拒み、妨げまたは忌避したもの

(ロ) 帳簿、書類で虚偽の記載をしたものを提示したもの

(ハ) 徴税吏員の質問に答弁しないものまたは虚偽の答弁したもの

(2) 法人の代表者または、法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人または人の業務または財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為を罰するほか、その法人または人も罰金に処せられます。

#### 8 脱税に関する罪

特別徴収義務者が徴収して納入すべき入湯税の納入金の全部または一部を納入しなかった場合は、3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金若しくは過料に処せられまたは懲役及び罰金を併科されることがあります。

使用人その他の従業員がその業務に関して脱税した場合は、行為者を罰するほか、

その法人または人に対しても罰金刑が科せられます。

## 9 更正及び決定

納入申告書の提出があった場合、その申告した課税標準額または税額が調査したところと異なるときは更正されます。

また、納入申告書の提出期限までに、これを提出しなかった場合は調査によって申告すべき課税標準額及び税額を決定されます。

## 10 各種加算金

入湯税は申告納税することとなっていますので、期限まで申告納入しなかったり、あるいは正しく申告しない場合は、本税の外に次のような各種加算金を納入しなければなりません。

(1) 過少申告加算金

(2) 不申告加算金

(3) 重加算金

## 11 更生及び決定等に関する救済

更生、決定または、各種加算金の決定を受けたものはその更生、決定または加算金額の決定について、違法または錯誤があると認める場合においてはその通知を受けてから60日以内に市長に異議の申立をすることができます。

## 12 特別徴収義務者の経営申告

鉱泉浴場を経営しようとするものは、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければなりません。

また、申告した事項に異動があったときにも直ちに、その旨申告しなければなりません。

(イ) 住所及び氏名または名称

(ロ) 鉱泉浴場施設の所在地

(ハ) 前号の外市長が必要と認める事項

## 13 経営廃止及び休業届出書

鉱泉浴場の経営を廃止又は休業する場合は、その旨届出書を市長に提出しなければなりません。

## 14 帳簿の記載義務

入湯税の特別徴収義務者は毎日入湯客数、入湯税額を帳簿に記載しなければなりません。

入湯税の調査に必要な書類（領収書控、その他関係帳簿等）は1年間保存してください。

## 15 帳簿記載の義務違反に関する罪

規定により帳簿に記載すべき事項について、その記載を怠り、または虚偽の記載をした場合は3万円以下の罰金に処せられます。